



産業医の機能強化に伴う対応について

働き方改革関連法では、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医・産業保健機能を強化するといった内容が盛り込まれています。今回のあおぞらレターでは前号でご紹介しきれなかった「産業医の機能強化に伴う対応」についてご案内いたします。



改正のポイント (平成31年4月1日施行)

1. 産業医からの勧告について

- 事業者は、産業医から勧告を受けたときは、記録を**3年間保存**しなければならない。

記録内容：①勧告の内容 ②勧告を踏まえて講じた措置の内容
(措置を講じない場合は、その旨とその理由)

- 事業者は、産業医から勧告を受けたときは、遅滞なく、記録を**衛生委員会等に報告**しなければならない。(★)
・「遅滞なく」とは…概ね1ヶ月以内をいいます。
・「衛生委員会等」とは…衛生委員会又は安全衛生委員会をいいます。



2. 衛生委員会等の意見等の記録保存、その他の報告

- 事業者は、衛生委員会等開催の都度、次の記録を**3年間保存**しなければならない。

記録内容：①上記1.(★)の委員会の意見・見解を踏まえて講じた措置の内容
②委員会における議事で重要なもの(①②の内容が具体的に記載された議事録※でも可能)
※ 議事録は従来通り3年間保存

- 事業者は、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なくその旨・その理由を**衛生委員会等に報告**しなければならない。

3. 産業医等の業務の内容等の周知

- 産業医を選任した事業者は、次にあげるものについて、**労働者に周知**しなければならない。

周知項目：①産業医の業務の具体的な内容
②産業医に対する健康相談の申出の方法
③産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱い方法

・「周知」とは、掲示・備え付け等の就業規則の周知方法と同様です。



「労働者の心身の状態に関する情報の取扱いとは？」

- ・労働者が雇用管理において不利益な取扱いを受ける不安なく、健診等を受けられるようにするため、労働者の心身の状態に関する情報を収集等するに当たって、**健康確保に必要な範囲内で収集し、保管・使用**しなければなりません。(本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合を除く)
- ・労働者の心身の状態に関する情報を管理するために必要な措置を講じなくてはなりません。



- 1～3の改正は産業医等の選任や、衛生委員会等を開催している事業場で対応が必要です。
- 働き方改革関連法より「産業医・産業保健機能の強化」について詳細はこちらをご覧ください。

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/000484079.pdf>

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277